

平成30年3月15日

事務連絡

各団体あて

国土交通省土地・建設産業局 不動産課

「農地付き空き家」の手引きについて（周知依頼）

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、地方における空き家の利活用や移住促進等に向け、「農地付き空き家」の円滑な活用に資する関連制度のほか各自治体や農業委員会の取組事例等について、農林水産省経営局の協力を得て別添の手引きとしてとりまとめました。

本手引きについては、農地付き空き家の利活用が全国的に展開されていくよう、各地域の自治体をはじめとする多様な関係者が空き家対策や移住促進等に取り組まれる上での参考としてご活用いただくことを念頭に策定をしております。つきましては、各団体におかれましても農地付き空き家の流通・利活用に取り組まれる際にご活用いただくべく会員の皆様にご周知賜りますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

※なお、本手引きは、下記国土交通省URLからもダウンロードができます。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000095.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000095.html)

○「農地付き空き家」の手引きに関する問い合わせ先

土地・建設産業局企画課 田村、多谷本

(TEL: 03-5253-8111 内線 30623、30644)